

消防法による命令を受けている危険物施設等

2025年7月1日 現在

危険物施設等の所在地	倉敷市水島海岸通4丁目2番
命令を受けた者の氏名	ENEOS株式会社水島製油所 執行理事水島製油所長 内野 一人
危険物施設等の名称	ENEOS株式会社水島製油所A工場 屋外タンク貯蔵所(T-306)
命令事項	消防法第12条の3第1項(製造所等の緊急使用停止命令等) 上記施設は、破損事故により、災害発生防止のため、緊急の必要があると認めるので、令和6年1月25日、16時07分以降、使用を停止すること。 この使用停止の期間については、発生原因を究明し同種事案が再度発生するおそれなくなったことを確認するまでとする。
命令年月日	令和6年1月25日
命令発令者	倉敷市長 伊東 香織

危険物施設等の所在地	倉敷市潮通二丁目1番地
命令を受けた者の氏名	ENEOS株式会社水島製油所 執行理事水島製油所長 内野 一人
危険物施設等の名称	ENEOS株式会社水島製油所B工場 屋外タンク貯蔵所(NO. 113)
命令事項	消防法第12条の3第1項(製造所等の緊急使用停止命令等) 上記施設は、危険物等の漏洩事故により、災害発生防止のため、緊急の必要があると認めるので、令和6年3月24日、15時38分以降、使用を停止すること。 この使用停止の期間については、発生原因を究明し同種事案が再度発生するおそれなくなったことを確認するまでとする。
命令年月日	令和6年3月24日
命令発令者	倉敷市長 伊東 香織

危険物施設等の所在地	倉敷市水島海岸通三丁目10番地
命令を受けた者の氏名	三菱瓦斯化学株式会社水島工場 執行役員工場長 木山 浩
危険物施設等の名称	三菱瓦斯化学株式会社水島工場 屋外タンク貯蔵所(HAC-101) 一般取扱所ME/PLローリー充填所行き枝管部西側の直近フランジから屋外タンク貯蔵所(FF-1401)へ送液する付属配管
命令事項	消防法第12条の3第1項(製造所等の緊急使用停止命令等) 上記施設は、危険物等の漏洩事故により、災害発生防止のため、緊急の必要があると認めるので、令和7年2月14日、13時10分以降、使用を停止すること。 この使用停止の期間については、発生原因を究明し同種事案が再度発生するおそれなくなったことを確認するまでとする。
命令年月日	令和7年2月14日
命令発令者	倉敷市長 伊東 香織

危険物施設等の所在地	倉敷市上富井58番地
命令を受けた者の氏名	丸五ゴム工業株式会社 代表取締役社長 藤木 達夫
危険物施設等の名称	丸五ゴム工業株式会社 本社工場 一般取扱所 Rライン(HB-031)
命令事項	消防法第12条の3第1項(製造所等の緊急使用停止命令等) 上記施設は、火災事故により、災害発生防止のため、緊急の必要があると認めるので、令和7年3月17日、20時15分以降、使用を停止すること。 この使用停止の期間については、発生原因を究明し同種事案が再度発生するおそれなくなったことを確認するまでとする。
命令年月日	令和7年3月17日
命令発令者	倉敷市長 伊東 香織

危険物施設等の所在地	倉敷市水島海岸通4丁目2番
命令を受けた者の氏名	ENEOS株式会社水島製油所 執行理事水島製油所長 内野 一人
危険物施設等の名称	ENEOS株式会社水島製油所A工場 屋外タンク貯蔵所(T-23)
命令事項	消防法第12条の3第1項(製造所等の緊急使用停止命令等) 上記施設は、破損事故により、災害発生防止のため、緊急の必要があると認めるので、令和7年4月11日、10時15分以降、使用を停止すること。 この使用停止の期間については、発生原因を究明し同種事案が再度発生するおそれなくなったことを確認するまでとする。
命令年月日	令和7年4月11日
命令発令者	倉敷市長 伊東 香織

危険物施設等の所在地	倉敷市児島塩生字新浜2767番地1
命令を受けた者の氏名	日本ゼオン株式会社水島工場 執行役員工場長 渡辺 昇
危険物施設等の名称	日本ゼオン株式会社水島工場 CRプラント FIL-2Cr-D
命令事項	消防法第12条の3第1項(製造所等の緊急使用停止命令等) 上記施設は、火災事故により、災害発生防止のため、緊急の必要があると認めるので、令和7年5月21日、13時35分以降、使用を停止すること。 この使用停止の期間については、発生原因を究明し同種事案が再度発生するおそれなくなったことを確認するまでとする。
命令年月日	令和7年5月21日
命令発令者	倉敷市長 伊東 香織

危険物施設等の所在地	倉敷市水島川崎通1丁目
命令を受けた者の氏名	JFEケミカル株式会社西日本製造所倉敷工場 工場長 日暮 和輝
危険物施設等の名称	JFEケミカル株式会社西日本製造所倉敷工場 屋外タンク貯蔵所(H-V-119)
命令事項	消防法第12条の3第1項(製造所等の緊急使用停止命令等) 上記施設は、火災事故により、災害発生防止のため、緊急の必要があると認めるので、令和7年6月30日、13時40分以降、使用を停止すること。 この使用停止の期間については、発生原因を究明し同種事案が再度発生するおそれなくなったことを確認するまでとする。
命令年月日	令和7年6月30日
命令発令者	倉敷市長 伊東 香織